

国道企第56号
平成29年2月14日

北海道開発局 建設部長 殿
各地方整備局 道路部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構企画部長 殿
東日本高速道路株式会社 経営企画部長 殿
中日本高速道路株式会社 経営企画部長 殿
西日本高速道路株式会社 経営企画部長 殿
首都高速道路株式会社 計画・環境部長 殿
阪神高速道路株式会社 計画部長 殿
本州四国連絡高速道路株式会社 企画部長 殿
各都道府県、政令市 土木部長等 殿

国土交通省 道路局 企画課長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に
伴う案内標識の取扱等について

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成29年内閣府・国土交通省令第1号）が平成29年2月7日付けで公布され、本日から施行されることとなった。また、これとともに、「高速道路ナンバリングの導入について」（平成29年2月14日付け国道企第55号）が道路局長から通知されたところである。

【地方整備局等、機構あて】

これらに伴う道路標識設置基準（平成27年3月31日付け国都街第116号・国道企第55号）の改正までの間、施行に当たっては、別紙の事項に留意の上、遺憾の無いように取り計らい願いたい。

【都道府県、政令市あて】

これらに伴う道路標識設置基準（平成27年3月31日付け国都街第116号・国道企第55号）の改正までの間、一般国道における施行に当たっては、別紙の事項に留意の上、遺憾のないよう取り計らい願いたい。

また、都道府県道及び市町村道における施行に当たっても、別紙の事項を参考とされ、同省令の一体的かつ整合的な運用につき、十分な配慮を願いたい。

なお、貴管内道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願いたい。

1. 「高速道路番号（118の3）」について

路線番号（「高速道路ナンバリングの導入について」（平成29年2月14日付け国道企第55号）で通知された路線番号をいう。以下同じ。）の案内を必要とする地点に、「高速道路番号（118の3）」を設置して、路線番号を案内する。

なお、「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識、高速道路等（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）に規定する高速道路等をいう。以下同じ。）に設置する「方面及び車線」、「方面及び方向」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」及び「方面及び出口」を表示する案内標識等の標示板の文字には、路線番号を用いることができる。

「高速道路番号（118の3）」を表示する案内標識については、文字を白色、地を緑色とする。

訪日外国人をはじめ、すべての利用者にはわかりやすい案内の実現を進めるため、この活用を図ること。

2. 高速道路等以外の道路に設置する案内標識における高速道路番号等の表示について

高速道路等以外の道路に設置する「方面及び方向の予告」及び「方面及び方向」を表示する案内標識の標示板の文字には、高速道路番号又は高速道路等の通称名を用いることができる。

方面として高速道路番号又は高速道路等の通称名を表示する場合には、当該高速道路番号又は当該通称名を表示する部分を白色の区分線で囲むとともに、当該部分の文字を白色、地を緑色とする。

「1. 「高速道路番号（118の3）」について」と同様に、この活用を図ること。

3. 「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口（117の2）」について

高速道路等に接して設置されている利便施設（標識令に規定する利便施設をいう。以下同じ。）への出入道路又は高速道路等に設置されている駐車場において、本線への入口の案内を必要とする地点に、「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口（117の2）」を設置して、本線への入口を案内する。

「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口（117の2）」を表示する案内標識については、文字及び矢印を白色、地を緑色とする。

高速道路等に接して設置されている利便施設への出入道路又は高速道路等に設置されている駐車場から本線へ進入する際の入口の誤認識による逆走等の予防のため、この活用を図ること。

4. 高速道路等の入口、出口又はサービス・エリアを案内する案内標識におけるETC通行車専用入口若しくはETC通行車専用出口を表す旨又はETC通行車専用出口等の表示について

「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号イに規定するETC通行車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする入口（以下「ETC通行車専用入口」という。）を表す旨を表示することができる。また、「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示する案内標識には、必要がある場合は、専らETC通行車の通行の用に供することを目的とする出口（以下「ETC通行車専用出口」という。）を表す旨を表示することができる。このほか、「サービス・エリア、道の駅の予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識には、必要がある場合は、ETC通行車専用出口及び出口番号を表示することができる。

これらに当たり、ETC通行車専用入口を表す旨を表示する場合には、当該ETC通行車専用入口を表す旨を表示する部分を白色の区分線で囲むとともに、当該部分の文字を白色、地を紫色とする。また、ETC通行車専用出口を表す旨を表示する場合には、当該ETC通行車専用出口を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を紫色とする。このほか、ETC通行車専用出口及び出口番号を表示する場合には、当該ETC通行車専用出口を表示する部分の文字を白色、地を紫色とし、出口番号を表示する部分の文字を紫色、地を白色とする。

スマートインターチェンジの利便性向上やETC通行車以外の通行車の誤進入による逆走等の予防のため、必要に応じて、この活用を図ること。

5. 高速道路等の出口を案内する案内標識における方面の表示について

「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」及び「方面及び出口」を表示する案内標識の標示板は、必要がある場合は、当該出口を案内する文字を表示する部分とは別の部分に方面を表示することができる。

これに当たり、当該方面を表示する部分の文字を白色、地を青色とする。

出口インターチェンジの間違いによる逆走等の予防のため、必要に応じて、この活用を図ること。